

入 札 説 明 書

大蔵村役場新庁舎建設工事（債務負担行為）に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当課等

〒996-0212 最上郡大蔵村大字清水 2528 番地 大蔵村役場 電話番号 0233-75-2111

契約担当 総務課財政係

工事担当 総務課（新庁舎建設室）

2 入札日程等

手 続 等	期間・期日・期限等	場 所	手続の方法
(1) 入札参加資格確認申請	入札公告 5 (1) 及び(2) のとおり	総務課財政係	5 のとおり
(2) 入札参加資格確認結果通知	令和 7 年 5 月 2 9 日（木）		
(3) 非資格理由説明要求	令和 7 年 6 月 3 日（火）まで	総務課財政係	6 のとおり
(4) 非資格理由回答期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）まで		
(5) 設計図書の閲覧	令和 7 年 5 月 9 日（金）から 令和 7 年 6 月 9 日（月）まで	総務課財政係	7 のとおり
(6) 設計図書等に対する 質問受付	令和 7 年 5 月 9 日（金）から 令和 7 年 5 月 2 9 日（木）まで	総務課財政係	8 (1) のとおり
(7) (6) に対する回答書 の閲覧	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）から 令和 7 年 6 月 9 日（月）まで	総務課財政係 (大蔵村ホームページ)	8 (2) のとおり
(8) 入札	入札公告 1 (1) のとおり	入 札 公 告 1 (2) のとおり	9 のとおり

（注）閲覧、貸出及び質問受付の期間は、大蔵村の休日を定める条例（平成元年条例第 2 3 号）に規定する村の休日（以下「村の休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

3 入札参加資格

（１） 「大蔵村競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から入札日までの期間中のいずれかの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

（２） 「監理技術者講習修了証を有すること」とは、平成 1 6 年 2 月 2 9 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有すること及び平成 1 6 年 2 月 2 9 日以前に監理技術者の講習を受けた者であって、平成 1 6 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合における、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有することを含む。

(3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。ただし、確認資料該当欄に●印のある資料とする。）を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 配置予定技術者

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任（建設業法施行令第27条に規定する工事に限る。）で配置できること。

(イ) 1級建築士、1級施工管理技士、電気主任技術者、建築設備士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(ロ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ロ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合においては、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに契約担当者に報告すること。

ホ 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも（本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合には「全ての工事に」と読み替えるものとする。）主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の契約時まで、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合はこの限りでない。

ヘ 配置される主任技術者又は監理技術者は一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書を提出する日の前3ヶ月以上の雇用期間があることが必要である。

4 入札手続き

イ 入札参加資格の確認

申請書及び確認資料の提出は、2の(1)の期限までに2の(1)の場所へ持参することにより行うこと。郵送によるものは受け付けない。

ロ 入札書の提出

2の(8)の日時に2の(8)の場所へ入札書を持参する方法により提出しなければならない。

5 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、参加資格の有無について契約担当者の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

イ 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号（特定共同企業体用））

ロ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号の1（甲）、様式第1号の2（乙））

ハ 委任状（様式第 1 号の 3）

ニ 確認資料

次表の該当欄に●印の付された資料について提出すること。

該当	確認資料
●	(イ) 施工実績を記載した書面（様式第 2 号「同種工事の施工実績」）
●	(ロ) 施工実績とする工事に係る以下の書類 - a 契約書の写し（又は工事履行証明書） 工事名、発注者、請負者、工期及び契約金額を確認できる部分のみで可。 なお、CORINS 登録工事については、工事実績カルテの写しの提出をもって代えることができる。 - b 当該工事の発注者が示した設計図書の写し 工法、数量、構造、床面積等の工事概要が確認できる部分のみで可。 - c 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） - d 工事成績評定通知書の写し（工事成績評定の通知がある場合）
●	(ハ) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面（様式第 3 号の 1「現場代理人の資格・工事経験」、様式第 3 号の 2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」） 配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。
●	(ニ) (ハ) の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
●	(ホ) (ハ) の現場代理人、技術者の経験工事に係る以下の書類 - a 契約書の写し（又は工事履行証明書） 工事名、発注者、請負者、工期及び契約金額を確認できる部分のみで可。 なお、CORINS 登録工事については、工事実績カルテの写しの提出をもって代えることができる。 - b 当該工事の発注者が示した設計図書の写し 工法、数量、構造、床面積等の工事概要が確認できる部分のみで可。 - c 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） - d 工事成績評定通知書の写し（工事成績評定の通知がある場合）
	(ヘ) 工事成績評定点の一定以上の工事実績があることを参加資格とする場合は、工事成績評定通知書の写し
●	(ト) 総合評定値通知書の写し（本申請の提出期限前 1 年 7 月以内であり、かつ、直近のものに限る。）
●	(チ) 健康保険及び厚生年金保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書の写し (ト) の総合評定値通知書により健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる場合は提出を要しない。
●	(リ) 指定技術者等配置計画書

- ホ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ヘ 提出された申請書及び資料は無断で使用しない。
- ト 申請書及び確認資料については、書面により提出（持参に限る。）するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- チ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- リ 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。
- ヌ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は２の（２）の期日までに通知する。

6 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- （１）入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、２の（３）の期日までに２の（３）の場所へ書面を持参して提出するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- （２）所管課長は説明要求があった場合には、２の（４）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 設計図書の閲覧

当該工事に係る設計図書について、次により実施する。

- （１）閲覧が可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

- （２）閲覧期間

２の（５）の期間

- （３）閲覧実施方法等

電子閲覧にて実施する。

※「設計図書等電子閲覧申込書」を総務課財政係まで持参又は電子メールにて提出すること。以降、申込書に記載のアドレスに設計図書（PDFデータ）を送信する。

※メールアドレス：shinchosha@vill.okura.yamagata.jp

8 設計図書等に対する質問

- （１）設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、２の（６）の期間内に２の（６）の場所へ書面の持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

- （２）（１）の質問に対する回答書は、２の（７）の期間、２の（７）の場所において閲覧に供する。

9 共通入札説明事項

- （１）入札の辞退

入札の参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、入札日時前までに提出するものとする。

なお、入札書提出後は入札を辞退することができない。

(2) 入札

イ 入札は、村の競争入札参加資格者名簿に登録されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積もり等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）が行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあつては、入札書を提出する前までに各構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

ロ 入札は、入札日時に入札書を持参し、提出することにより行うものとする。

入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きして2の（8）に指定する期間及び場所にて提出すること。

ハ 入札書の提出にあたっては、競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しをあわせて提出すること。

ニ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

提出する積算内訳書は村が指定する様式に金額を入力し、それを打ち出したものの以外は認めないものとする。

なお提出された積算内訳書は、返却しない。

ホ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ヘ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。開札は入札事務に関係のない大蔵村職員を立ち会わせて開札を行う。

また入札に立ち会う場合は、落札決定を受ける手続きのため、本件入札の参加資格確認通知書、委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。

ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

(3) 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ハ 委任状を持参しない代理人のした入札

ニ 記名押印をしていない書面入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人

の署名をもって代えることができる。)

- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 積算内訳書の提出のない入札（村が指定した様式でない積算内訳書又は、内容が記載されていない積算内訳書を提出した場合を含む。）
- ヌ 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- ル 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ヲ 所定の日時までに提出しない入札
- ワ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

- イ 予定価格内で最低価格の入札をしたものを落札者とする。ただし、入札最低価格が大蔵村建設工事等低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格である場合は、これによらず、最低価格入札者以外のものを落札者とするができる。

ロ 低入札価格調査制度

本件工事に係る入札公告7の(3)において、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施することとしている場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者（以下「対象者」という。）については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。

(イ) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。

(ロ) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。なお、調査基準価格を下回った入札者全員に提出の義務がある。

(ハ) 対象者は、入札価格の積算根拠となっている施工計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な施工が確保できることを示さなければならない。

(ニ) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。

- a 対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査表を期限までに提出しないとき
- b 対象者に契約の意志がないとき
- c 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき
- d 当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えるとき
- e その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき

- ハ 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。

ニ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

- ホ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、場所及び日時を指定したうえで、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない大蔵村職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(5) 入札の延期、中止等

イ 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ロ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ハ 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じ
たうえで入札を執行することがある。

(6) その他

イ 保証契約に基づいて前払金(10万円単位)を支払う。ただし、「債務負担工事説明書」が付されている場合は、支払時期等に留意すること。

ロ 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する者は、山形県内の公共機関が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は入札日現在施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。

(イ) 65点未満の工事成績評定を通知された。

(ロ) 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて補修を行った(軽微な手直し等は除く)。又は、瑕疵に起因して補修又は損害賠償を請求された。

(ハ) 品質管理、安全管理に関し、山形県内の公共機関から指名停止措置を受けた。

(ニ) 自らに起因して工期を大幅に遅延した。

ハ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、大蔵村競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

ニ 調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者はこの調査に協力しなければならない。

ホ 前項の調査の結果、低入札価格調査結果との差異について合理的説明がなされない等の場合、指名停止措置を行う場合がある。

ヘ 落札者は、契約締結後1ヵ月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

ト 入札開始時刻に遅れた場合は、棄権とみなす。

10 その他

申請書及びその他の提出書類の様式については、大蔵村ホームページからダウンロードすることができる。https://www.vill.ohkura.yamagata.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/